

平成31年3月26日  
国土交通省中部地方整備局

## 国道の維持修繕工事に係る費用の不適正な支出処理について

名古屋国道事務所において国道沿道の住民の方から浸水対策を求められた過程で、不適正な支出処理が行われたことが確認され、平成31年1月23日に公表したところですが、その後の調査結果等について以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 事案の概要

名古屋国道事務所管内において、浸水対策を求めている国道沿道住民に対応する中で、家屋修繕工事及び止水板設置工事が平成24年度に正規の手続きを取らずに行われていました。

また、これらの費用を捻出するため、平成25年度の維持修繕工事の中で一部架空の積算が行われ、約1960万円が過大に支出されました。

※調査結果及び再発防止策の詳細は別添を参照

### 2. 職員への処分

3月25日に、本件事案に関係した者及び組織上の監督責任を有する者のうち、現職員について、平成25年度の維持修繕工事の不適正支出の手續に関係した者1名に対して「訓告」処分を、また不適正な支出処理に関し監督責任を有する者1名に対し「厳重注意」処分をそれぞれ実施しました。

### 3. 事業者への措置

3月25日に、平成25年度維持修繕工事における過大積算に関与した同工事の受注事業者に対し、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領による「文書注意」の措置を講じました。

### 4. 過大支出額の回収

過大支出額の支出先である平成25年度の維持修繕工事の受注事業者より、過大支出額が返還されました。

#### 【問い合わせ先】

中部地方整備局 適正業務管理官 近藤

TEL 052-953-8119 FAX 052-953-9191

## 国道の維持修繕工事に係る費用の不適正な支出処理 に関する調査結果及び再発防止策

### 1. 本事案の経過等

- 平成 23 年 8 月東海地方で局地的大雨が発生し、名古屋国道事務所管内の国道沿道住民（以下「A 氏」という。）の敷地内が浸水した。  
A 氏は国道からの路面排水に起因していると主張し、A 氏所在地を担当する出張所は家屋内まで及んだ浸水被害を確認したが、以降も国道からの路面排水に起因するものかどうかまでの調査を行った形跡はなく、因果関係の特定までは行っていない。  
なお、A 氏は以前より幾度となく浸水対策を求めていた。
- 平成 24 年 9 月、行政相談を担当する事務所職員と出張所長（故人、以下「B 出張所長」という。）が A 氏宅を訪問し、路面排水の敷地への流入を止める止水板設置について話をした。  
その後、A 氏から家屋修繕を強く求められた結果、B 出張所長と A 氏との話し合いの上、B 出張所長は同出張所の維持修繕工事の受注事業者（以下「C 社」という。）に同年 12 月頃より家屋修繕工事を止水板設置工事と併せて行わせた。
- 家屋修繕工事及び止水板設置工事（以下「家屋修繕工事等」という。）については、発注者が受注者に工事施工の指示を行う際に作成する指示簿等の書類が作成された形跡はなく、B 出張所長の口答指示により施工された。
- B 出張所長は行政相談を担当する事務所職員に止水板設置の工事施工については報告したものの、家屋修繕については報告していなかった。  
家屋修繕工事が実施されたことを認知していた職員は、B 出張所長を除き確認されていない。
- A 氏宅の家屋修繕工事等とは別に、平成 24 年度において、維持修繕工事の一部として X 工区舗装修繕工事が施工されたが、X 工区舗装修繕工事に係る費用は同年度中に C 社へ支払われず、家屋修繕工事等に係る費用も同様に C 社へ支払われなかった。
- 平成 24 年度末に B 出張所長は予算管理と工事を担当する事務所職員に、同年度に実施した工事を次年度の支払いとすることを話したが、それはできない旨、同職員は回答するにとどまった。

- B出張所長は、家屋修繕及び止水板設置の費用を捻出するため、X工区舗装修繕工事の施工において一部人力施工及び機械施工で施工したにもかかわらず、C社担当者と相談の上、C社が提出した見積もりにより人力施工で施工したとする資料を平成25年度になって事務所へ提出した。

その結果、事務所はX工区舗装修繕工事について実際に施工した工法と比べ19,610,726円の過大積算を行うこととなり、それに基づき契約変更が行われ、平成25年度維持修繕工事において同金額が過大に支出された。

なお、同金額は家屋修繕工事等実際に施工された工事に充当されており、B出張所長及びC社が不当な利益を得た事実は認められなかった。

- 過大な積算が行われ、支出されるまでに至る段階で作成された書類のチェック、決裁過程において、上記の不適正な支出処理の事実が確認されることはなかった。
- 平成24年度に実施した工事の費用を平成25年度に支出したことを認知していた職員は、B出張所長本人以外には、予算管理と工事を担当する事務所職員、同じくB出張所長から話を聞いた出張所職員を除き確認されていないが、両名は家屋修繕工事等に係る費用が含まれていたことについてはいずれも不知であった。
- X工区舗装修繕工事において、過大な積算を行ったことを認知していた職員はB出張所長を除き確認されていない。

## 2. 本事案の問題点

国道の沿道住民に対する家屋修繕工事等を正規の手続きを取らず平成24年度に行い、その費用を捻出するため、平成25年度の維持修繕工事の変更契約時に過大積算（一部人力施工及び機械施工で施工した舗装修繕工事を人力施工として積算）を名古屋国道事務所に行わせ、国に19,610,726円の損害を生じさせた。

## 3. 他の工事における調査結果

本事案を受け、以下に記載の他の同種工事についても調査を行ったが、本事案と同様に過大積算により契約内容と相違した工事施工が行われていないことを確認した。

### 調査対象工事

平成24年度以降に完成した以下の工事【81件】

- 名古屋国道事務所全ての出張所における維持修繕工事
- B出張所長が監督を行った工事
- C社が施工した工事

## **4. 再発防止策**

### **(1) 業務執行に係る法令遵守の徹底**

- ・コンプライアンス教育において、国家公務員倫理規程、発注者綱紀保持規程に係る事項に加え、業務執行に係る不適正な処理防止に関する内容を充実
- ・職員から秘匿性を確保したうえで情報を受けることができる内部報告制度の再徹底

### **(2) 道路に関する苦情等の情報共有と組織対応**

- ・職員がひとりで抱え込むことなく組織として対応できるよう、本局、事務所、出張所を通じた職員間の情報共有の再徹底
- ・外部対応担当職員が、関係法令に則って的確に判断できるよう、説明会の開催や事例集の配布などフォロー体制を充実

### **(3) 工事の手続きにおける改善**

- ・受注者が監督職員から不適切な指示を受けたと思われるときに文書により事務所長等へ報告できる制度の再周知
- ・道路維持修繕工事における変更契約時の施工数量、積算のチェック厳格化、改ざん等防止機能付きデジタル写真（電子小黑板）の使用